平成２２年（フ）第５９１号
神奈川県藤沢市石川２丁目17番地の20
債務者　木曽　順子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３号
京都府亀岡市北河原町１丁目５番27―202号
債務者　長岡　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
札幌市北区北27条西３丁目２番10号
債務者　近藤　智美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０号
札幌市東区北28条東19丁目５番20号　アローザハイムＨ棟102号
債務者　小野真由美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５９号
札幌市厚別区厚別南６丁目１番23―201号
債務者　渡辺　弥生（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６７号
札幌市東区北37条東９丁目１番30号　常幸ハイツ102号
債務者　山口　哲典
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９１号
札幌市豊平区中の島１条５丁目３番22号
債務者　飯島　弘美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９６号
札幌市白石区北郷９条３丁目15番18号真栄荘
債務者　土橋　清吾
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９７号
札幌市白石区北郷９条３丁目15番18号真栄荘
債務者　土橋　由架
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４５号
札幌市手稲区富丘１条７丁目４番１号　コーポ飯田３―201号
債務者　伊藤　正則
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５８号
札幌市豊平区中の島１条７丁目10番１号　カサデューク中の島80―102号
債務者　上西　岳史
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７２号
札幌市豊平区平岸３条７丁目４番４号　マンション山城303号
債務者　三井ひろみ
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８９号
札幌市北区新琴似10条14丁目９番５号　阿波マンション
債務者　西本　雅幸
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１３号
札幌市北区北35条西８丁目３番８号　パストラル麻生106号
債務者　小野寺典子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１６号
札幌市中央区南４条西16丁目２番31号
債務者　井上　専治
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２７号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目４番19―304号
債務者　谷口　英三
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２８号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目４番19―304号
債務者　谷口みさ子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部